

Tax - Account

第75号

平成24年12月25日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

「復興特別所得税」が導入されます。

第63号(平成23年11月)でもご案内したとおり、来年、平成25年から「復興特別所得税」が導入されます。

東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するための措置として、25年間にわたり、所得税額に2.1パーセント分が上乘せられます。ただし、税率が2.1パーセント上がるというわけではなく、従来どおり計算した所得税額に、その2.1パーセント分が加算されるということです。

従来の方で計算した「所得税」と、加算される「復興特別所得税」は、法律の建前的には別の税金なので、厳密には「上乘せ」ではなく、「それぞれ計算して、合わせて納める」ということなのですが、実質的には、「上乘せ」という形です。

所得税は、毎年1月から12月までの暦年が計算期間となっており、平成25年分の所得税・復興特別所得税の額は、来年が終わらなければ確定しません。

しかし、所得税には「源泉所得税」や「予定納税」など、その年のうちに前もって納める分があるため、「平成25年が終わるまでは、何も変わらない」というわけではありませんので、ご注意ください。

(給与・賞与)

給料や賞与から天引きされる「源泉所得税」は、来年支給される分から2.1パーセント増えます。

給料や賞与を支払う方は、すでに税務署から送付されている「平成25年分 源泉徴収税額表」を使用してください。(給与計算事務を当事務所にご依頼いただいている場合は、表をご覧になる必要はありませんが、従業員の方から「税額が増えたのはなぜか」との問い合わせがあった場合には、その旨お答えください。)

(報酬)

主に法人が税理士や弁護士などに支払う報酬についても、天引きする源泉徴収税額が来

年分から2.1パーセント増えます。(その分、税理士や弁護士に支払う金額が減ります。)

例えば、税理士へ支払う決算料が15万円(税抜き)の場合、従来、源泉徴収税額は10パーセントの15,000円でしたが、来年以降は、10.21パーセントの15,315円となります。

当事務所からご請求させていただく税務報酬についても、来年1月以降のご請求分から、源泉徴収税額が変更となりますが、税額は請求書に表示いたしますので、お客様に計算していただく必要はありません。

(預金利息)

預金利息の入金額は、実は、15パーセントの源泉所得税と、5パーセントの都道府県民税が控除された金額になっています。

天引きされた税金は、銀行が税務署や都道府県に納めます。これによって、預金者は利息について、税金の申告や納付をする必要がなくなっているのです。

来年から、上記の税金のうち、15パーセントの源泉所得税の方にだけ、2.1パーセント上乘せされ、15.315パーセントとなります。

(予定納税)

確定申告をされた方で、税額が15万円以上であった方は、原則として、予定納税をする必要があります。

予定納税とは、確定申告による前年の税額の3分の1を、7月と11月に前払いとして納める(確定申告時に精算)制度です。

来年の予定納税(平成24年の税額をもとにした、平成25年の税金の一部前払い)から、上記の「15万円」の基準に復興特別所得税が加えられます。平成24年分には、まだ復興特別所得税はないわけですが、「あるものとして」計算した金額が15万円以上かどうかで判定されるということです。

また、予定納税で納める税額も、従来のもので、復興特別所得税を上乘せして納めることとなります。

ごあいさつ

今年も残すところわずかとなりました。

みなさまには、大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

どうか良い年をお迎えください。



年末年始の休業について

年末年始につきましては、12月29日(土曜日)から1月6日(日曜日)まで、休業とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。



発行:

株式会社Y&T会計事務所
田沢徳和税理士事務所

〒233-0013
横浜市港南区丸山台2-1-5
第2丸照ビル3階

TEL: 045-847-4810

FAX: 045-847-4811

E-mail: info@tax-account.jp

URL: <http://www.tax-account.jp>

税務調査の事前通知について

来年から、「国税通則法」が改正され、税務調査に関する法律の定めが整備されることとなりました。内容について、今回は詳しく述べませんが、お知らせしておくことがあります。

従来、税務調査が行われる際の税務署からの連絡(事前通知)は、事実上、税理士に対してのみ、なされる場合がほとんど(お客様には税理士から連絡)でした。

今回の改正により、事前通知は、お客様(納税者)と税理士の双方になされることとなったため、今後、税務署からお客様に対し、直接、調査の連絡がある場合があります。

「こんなことは初めてだ。大変だ!」と、決してあわてる必要はありません。「税理士に任せているので、詳細は、そちらへ連絡してほしい」といっていただければ大丈夫です。

